

社会福祉法人敬愛会役員等報酬規程

(目的)

第1条

この規程は、社会福祉法人敬愛会（以下、「法人」という。）定款第25条に基づき、役員（理事及び監事）・会計監査人・評議員・評議員選任・解任委員（以下、「役員等」という。）の報酬及び費用並びに退職慰労金（以下、「報酬等」という。）に関する事項について定めるものとする。

(定義)

第2条

この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは理事及び監事をいい、会計監査人・評議員、評議員選任・解任委員と合わせて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、法人の事業所に勤務する役員で、週5日以上勤務するものをいう。
- (3) 職員兼務役員とは法人の職員を兼務する役員のことをいう。
- (4) 常勤役員と職員兼務役員以外の役員を非常勤役員という。
- (5) 報酬等とは、社会福祉法第45条の8第4項、同法第45条の16第4項、同法45条の18第3項同法第45条の19第6項において定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称のいかんを問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費（通勤費を含む）、旅費（宿泊料及び食卓料を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の種類)

第3条

役員等に支給する報酬等の年間総額は、当該支給を行う前年度におけるサービス活動収益の5%と年額5,000万円のいずれか低い方を上限とした中で、評議員会において承認された範囲内とし、役員等の種類に応じて以下のとおり報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員に対し、報酬、賞与及び退職慰労金を支給する。
- (2) 非常勤役員に対し、報酬を支給する。
- (3) 職員兼務役員に対し、報酬を支給する。
- (4) 会計監査人に対し、報酬を支給する。

(常勤役員に対する報酬等)

第4条

常勤役員に対する報酬等月額は以下のとおりとする。

- (1) 常勤役員に対する報酬は、別表1に定める額。
- (2) 通勤手当については、職員給与規程第12条に定める額。
- (3) その他、職務遂行のために必要な経費については旅費規程に定める額。

(常勤役員に対する賞与)

第5条

常勤役員に対して支給する賞与の額は、職員給与規程で定める基準日（退職し、又は死亡した常勤役員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において受ける報酬月額に、理事長が100分の40、常務理事が100分の20を乗じて得た額の合計額に、夏季100分の150、冬季100分の200を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるそれらの者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- | | | |
|-----|------------|----------|
| (1) | 6箇月 | 100分の100 |
| (2) | 6箇月以上6箇月未満 | 100分の80 |
| (3) | 6箇月以上5箇月未満 | 100分の60 |
| (4) | 3箇月未満 | 100分の30 |

(常勤役員に対する退職慰労金)

第6条

常勤役員は、その役割を円滑に満了し、辞任または死亡により退任した者に対して退職慰労金を支払うことができる。なお、常勤役員が死亡により退任した場合には、その遺族に支払う。常勤役員に対する退職慰労金は、別表3のとおりとする。なお、支給を受けることのできる役員は、独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員退職手当事業及び、栃木県民間社会福祉施設退職手当共済のどちらにも加入していない常勤役員が退任した場合に限定し、これらに加入していない月から役員退任時と70歳のどちらか早い方を下限に在職期間を算定し、退職慰労金を支給する。また、60歳以上で法人の職員を退職した者や、55歳以上で公務員及び一般企業の退職者が新たに法人の常勤役員として就任した場合においても退職慰労金は支給しない。

(非常勤役員等に対する報酬)

第7条

非常勤役員等に対する報酬等の額は、以下のとおりとする。

- (1) 非常勤役員等の報酬については、別表2に定める額。
- (2) 通勤手当については、職員給与規程第12条に定める額。
- (3) その他、職務遂行のために必要な経費については旅費規程に定める額。

(職員兼務役員に対する報酬)

第8条

当会の常勤職員として老人福祉法並びに児童福祉法に定める施設長またはこれらに準ずる職務を兼務し、職員給与規程により給与を支給されている職員に対し、これらに加え、別表4に定める報酬を支給する。

(報酬等の支払方法)

第9条

本規程に定める報酬等は、毎月15日(その日が日曜日、休日又は土曜日にあたる場合は、その日に最も近い日曜日、休日又は土曜日ではない日)に支給する。

2 賞与を支払う場合には職員給与規程に定める支給月に支給する。

3 報酬等は通貨を持って本人(死亡により退任した者の退職手当についてはその遺族。以下同じ。)

に支払う。ただし、本人から申し出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(報酬等の日割り計算)

第10条

新たに役員等に就任した者には、その者が常勤役員の場合にその日から報酬等を支給する。

2 役員等が退任し、又は解任された場合、その日までの報酬等を支給する。

3 月の途中で就任し、又は退任、若しくは解任された場合、その月の総日数から日曜日及び土曜日数を差し引いた日数を基礎とし、日割り計算にて支給する。

4 第2項の規程に関わらず、役員等が死亡により退任した場合は、常勤役員の場合に限り、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第11条

この規程により、支給金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第12条

当会は、この規程をもって社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給基準として公表する。

(改廃)

第 13 条

この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第 14 条

この規程の実施に関し、必要な事項は理事長が理事会の決議を経て別に定める。

附則

- ・本規程は、平成 29 年度に開催される定時評議員会において承認された後、平成 29 年 4 月 1 日に遡及し、施行する。
- ・本基準は令和 3 年 6 月 22 日より施行する。
- ・本基準は令和 5 年 3 月 18 日より一部改正し施行する。
- ・本基準は令和 6 年 4 月 1 日より一部改正し施行する。

(別表 1)

理事長	月額 1,300,000 円以内
常務理事	月額 840,000 円以内

(別表 2)

(1) 理事に対する報酬 (非常勤)

評議員会、理事会への出席	非常勤役員として週に3日以内の勤務実績がある場合 (行政監査への立ち会いも含む)	非常勤役員として週に3日以上 5日未満の勤務実績がある場合
10,000 円/日	15,000 円/日	30,000 円/日

(2) 監事に対する報酬

評議員会、理事会に出席した場合	監事監査の実施	行政監査等への立ち会い
10,000 円/日	20,000 円/日	15,000 円/日

(3) 会計監査人に対する報酬

日本公認会計士協会が示した社会福祉法人への監査実施に対する全国平均報酬額の範囲内

(4) 評議員に対する報酬

評議員会への出席	その他評議員として定款に定める業務を行った場合
10,000 円/日	10,000 円/日

(5) 評議員選任・解任委員に対する報酬

評議員選任・解任委員会への出席
5,000 円/日

※ 事務局として法人職員が委員となる場合には支給しない。

(別表 3)

常勤役員退職慰労金	最終役員報酬月額 × 在職年数 × 功績倍率
-----------	------------------------

(功績倍率)

在職期間	理事長	常務理事
3 年未満	0	0
3 年以上 5 年未満	0.1	0
5 年以上 10 年未満	0.3	0.2
10 年以上 15 年未満	0.5	0.4
15 年以上 20 年未満	1.0	0.6
20 年以上 25 年未満	1.2	0.8
25 年以上	1.3	1.0

(別表 4)

(職員兼務役員に対する報酬)

役職	役員報酬月額
----	--------

理事長	200,000 円以内
常務理事	100,000 円以内
理事	50,000 円以内

社会福祉法人敬愛会常勤役員報酬支給基準

(常勤役員に対する月額報酬額)

第1条

社会福祉法人敬愛会（以下、「法人」という。）は社会福祉法人敬愛会役員等報酬規程（以下、「報酬規程」という。）において、評議員の承認のあった総額の範囲内で、以下のとおり常勤役員の種類ごとに支給する報酬額を定める。

2 常勤役員の報酬額は、原則就任した年度において最初に開催される評議員会において当該任期中に支給する報酬額を決定する。

3 新たに就任した常勤役員報酬は、以下の（1）で定める基準額に、（2）の係数を乗じて得た号級に応じた額を支給する。

4 常勤役員が再任した場合には再任前の任期中の職務執行に対し、（3）に定める経営指標項目による評価を行い、号級が上がる場合には、理事長について最大3号級、常務理事については最大4号級を上限に報酬額を見直す。なお、号級が下がる場合においてはこの限りではない。また再評価の結果、各号級において1を下回った場合には1とする。

(1) 常勤役員報酬基準額

役員種類	号級
理事長	A-1
常務理事	B-1

(2) 新たに常勤役員が就任した場合

学歴	大学院・福祉系大学	大学	短期大学・専門学校	高等学校
係数	4	3	2	1
福祉経営・運営経験（通算10年以上）	高齢者福祉分野	保育・障害福祉分野	行政機関・教育期間	経験無し
係数	4	3	2	0
福祉分野（行政・教育経験含）経験年数	20年以上	15年以上	10年以上	10年未満
係数	4	3	2	1

(3) 常勤役員が再任した場合

経営指標項目	YES	NO
法人の信用を揺るがすような重大な法令違反がなかったか	1	-2
職員の全国平均を上回る離職はなかったか	1	-2
任期中のサービス活動収益平均が前任期平均の95%以下とならなかったか	1	-3
任期中のサービス活動収益平均が前任期平均の100%以上であったか	2	0
新規事業への開拓を進められたか	1	0
法人の名誉となる取り組みを行えたか（受賞・掲載など）	2	0

号級		号級		号級		号級	
A-1	350,000	A-21	1,080,000	B-1	275,000	B-21	660,000
A-2	400,000	A-22	1,100,000	B-2	300,000	B-22	670,000
A-3	450,000	A-23	1,120,000	B-3	325,000	B-23	680,000
A-4	500,000	A-24	1,140,000	B-4	350,000	B-24	690,000
A-5	550,000	A-25	1,160,000	B-5	375,000	B-25	700,000
A-6	600,000	A-26	1,180,000	B-6	400,000	B-26	710,000
A-7	700,000	A-27	1,200,000	B-7	425,000	B-27	720,000
A-8	750,000	A-28	1,220,000	B-8	450,000	B-28	730,000
A-9	800,000	A-29	1,240,000	B-9	475,000	B-29	740,000
A-10	850,000	A-30	1,260,000	B-10	500,000	B-30	750,000
A-11	880,000	A-31	1,280,000	B-11	515,000	B-31	760,000
A-12	900,000	A-32	1,300,000	B-12	535,000	B-32	770,000
A-13	920,000			B-13	560,000	B-33	780,000
A-14	940,000			B-14	585,000	B-34	790,000
A-15	960,000			B-15	600,000	B-35	800,000
A-16	980,000			B-16	610,000	B-36	810,000
A-17	1,000,000			B-17	620,000	B-37	820,000
A-18	1,020,000			B-18	630,000	B-38	830,000
A-19	1,040,000			B-19	640,000	B-39	840,000
A-20	1,060,000			B-20	650,000		

(職員兼務役員に対する報酬額)

第2条

法人は報酬規定第8条に定める職員を兼務している役員に対し、以下の基準により職員として受け取る給与に加え、報酬を支給する。なお、算出された金額が報酬規定において定められている上限額を上回った場合には報酬規程の上限額とする。

役員種類	1 拠点あたりの報酬額
理事長	30,000 円/月
常務理事	10,000 円/月
理 事	5,000 円/月

※令和3年4月1日時点において法人に組織されている拠点数 7 拠点